



子ども読書活動推進計画

第4次

～本と親しみ、本を楽しむ環境づくり、
子どもの夢を育む豊かな読書活動～



令和8年3月

岩 倉 市



はじめに

本市では、子どもたちの読書活動を推進するため、平成16年度から「岩倉市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校等が連携しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。このたび、令和8年度を初年度とする「第4次岩倉市子ども読書活動推進計画」を策定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

読書は、子どもたちの想像力を育み、思考力や表現力を磨き、豊かな人間性を育てる上で極めて重要な活動です。また、読書を通じて得られる知識や経験は、子どもたちが将来社会で活躍する際の大きな糧となります。

しかしながら、近年のデジタル技術の急速な発展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。スマートフォンやタブレット端末の普及により、子どもたちの読書離れが懸念される一方で、電子書籍など新たな読書の形態も生まれています。

このような状況の中、本計画では、従来の読書活動の推進に加え、デジタル技術を活用した新しい読書環境の整備にも取り組んでまいります。具体的には、電子図書館の導入や、学校図書館と市立図書館のオンラインネットワーク化の充実など、時代に即した施策を展開してまいります。

また、家庭での読み聞かせの推進、学校での朝の読書活動の充実、地域ボランティアとの連携強化など、これまで培ってきた取り組みをさらに発展させ、子どもたちが本に親しむ機会を増やしてまいります。

読書は、一人ひとりの子どもの成長に寄り添い、生涯にわたって豊かな人生を送るための大切な友となります。本計画の推進により、岩倉市のすべての子どもたちが、読書の楽しさや喜びを体験し、自ら進んで本を手にする習慣を身につけることを願っています。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係機関の方々に心から感謝申し上げます。今後とも、子どもたちの読書活動の推進に、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

岩倉市教育委員会教育長 野木森 広

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と経緯	1
2 第3次子ども読書活動推進計画期間中の取組と成果	2
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の目的	5
2 計画の基本目標	5
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
第3章 計画推進のための方策と具体的な取組	6
基本目標1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	6
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	6
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進	6
(3) 市内各施設における子どもの読書活動の推進	8
(4) ボランティアグループ等の団体の活動に対する支援	10
(5) 学校等における子どもの読書活動の推進	10
基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実	12
(1) 図書館サービスの充実	12
(2) 学校図書館の整備・充実	14
(3) 図書館資料の有効活用	14
基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	15
(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のための広報・啓発活動	15
基本目標4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実	16
(1) 子どもの読書活動推進ネットワークの形成	16
第4章 効果的な計画推進のために	17
1 図書館ホームページ等の活用・充実	17
2 愛知県図書館との連携	17
3 書店等との連携	17
4 進捗管理	17
資料1 基本目標の各方策に対する取組状況	18
資料2 児童図書の出借冊数等	26
資料3 関連法規「子どもの読書活動の推進に関する法律」	28

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と経緯

平成12年の「子ども読書年」を契機として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。その中で子どもの読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

国は、平成14年8月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。

その後、社会情勢等の変化に伴い、おおむね5年ごとに計画を変更して子どもの読書活動を継続的に推進しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを受け、令和5年には第五次基本計画を策定しました。

愛知県は、国の基本計画に基づき、平成16年3月に「愛知県子供読書活動推進計画」を、平成21年9月に第二次、平成26年3月に第三次、平成31年2月に第四次計画を順次策定しました。今後は、「あいちの教育ビジョン2030ー第五次愛知県教育振興基本計画」に統合することとし、令和6年3月に改訂し、統合するまでの2年間はコロナ禍で十分取組が進まなかったことを踏まえ、第四次子供読書活動推進計画を延長して取組を推進しています。

こうした国・県の計画を踏まえ、岩倉市では平成23年に「岩倉市子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に「第2次岩倉市子ども読書活動推進計画」を策定して、子どもが自主的に読書に親しむ習慣を身につけることのできる環境整備や必要な支援の内容を具体的に提示して取り組んできました。さらに令和3年3月に策定した「第3次岩倉市子ども読書活動推進計画」の期間終了に伴い、子どもたちを取り巻く諸情勢の変化に加え、これまでの取組や成果課題を検証したうえで、「第4次岩倉市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進します。

2 第3次子ども読書活動推進計画期間中の取組と成果

第3次子ども読書活動推進計画の基本目標

第3次子ども読書活動推進計画では、次の4つの基本目標に取り組みました。

- 基本目標1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- 基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実
- 基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- 基本目標4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

取組と成果

各基本目標の取組と成果は次のとおりです。

基本目標1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- ・家庭での読書活動を推進するために、ブックスタートの充実を図りました。特に保健センターでは、おすすめ絵本リストの配付や乳児の館外利用券発行の他、館外利用券発行後に貸出しができるようにしました。コロナ感染症の警戒時期は中断しましたが、令和5年10月から4か月児健診の機会に再開し、多くの乳児の保護者に周知できるようになりました。
- ・図書館ではよみきかせノートを配布して、親子で読書を楽しむきっかけづくりをすることにより、家庭での読書活動「家読（うちどく）」を推進しました。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

- ・ボランティアの協力を得て、おはなし会やストーリーテリングを開催することにより、本を読む楽しさを知ってもらう機会を創出することができました。
- ・中学生から高校生を対象としたヤングアダルトコーナーについて、配架の工夫や学生向けの図書案内ポスターを掲示することによって、読書への興味、関心を促すことができました。
- ・子ども向けのイベントを実施して、本に親しむきっかけづくりとする

ことができました。

(3) 市内各施設における子どもの読書活動の推進

- ・生涯学習センターでは、毎週水曜日と土曜日におはなし会を開催しました。図書館で実施しているおはなし会のスタンプカードを生涯学習センターおはなし会にも導入して参加を促すことにより、保護者と一緒に本にふれるきっかけづくりとなりました。
- ・児童館ではボランティアによる読み聞かせを、子育て支援センターでは団体貸出をするなどして、子どもの読書活動を推進することができました。

(4) ボランティアグループなどの団体の活動に対する支援

- ・読み聞かせボランティア養成講座や図書ボランティアネットワーク会合での研修を開催することにより、読み聞かせの内容がさらに充実したものになるための支援をすることができました。併せてボランティアグループなどの団体への新規加入につなげる支援ができました。

(5) 学校における子どもの読書活動の推進

- ・図書館と学校図書館の蔵書について情報を共有し、相互連携の充実に努めました。
- ・小中学校の読書時間では、ボランティアによる読み聞かせが活発に行われ、読書を楽しむ習慣を身に付けるとともに、意欲的な読書活動を充実させることができました。
- ・読書週間や学校行事等で大型紙芝居等の作品の貸し出しを積極的に行い、充実した読書環境のきっかけづくりに寄与できました。

基本目標 2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 図書館サービスの充実

- ・子どもたちが本を手に取りやすい配架を工夫しました。児童文学については従来、書名順に配架していましたが、作者順に配架することによって、本を探しやすくなり、読書意欲の向上にもつながりました。
- ・職員が児童サービス研修等に積極的に参加することにより、より一層のサービス向上に努めました。
- ・さわる絵本や布絵本、LLブックなどを集めたコーナーを設置して、障

がいのある子どもも利用しやすい図書館とすることができました。

- ・外国語で書かれた資料を収集し、手に取りやすい配架にすることで、外国語を母語とする子どもも利用しやすい図書館とすることができました。
- ・小さな文字を拡大することができる拡大読書器を設置し、調べ学習にも利用できるようにしました。

(2) 学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館ネットワーク事業により、学校図書購入の一括処理及び図書館と学校図書館の蔵書データの共有化を図ることができました。
- ・学校図書館の蔵書点検を定期的に行い、資料の整備に努めました。
- ・図書館と連携し、郷土資料の整理収集に努めました。

(3) 図書館資料の有効活用

- ・学校の授業や調べ学習等に必要な資料の団体貸出を継続的に行いました。また、保育園や児童館、子育て支援センターには大型絵本や紙芝居等の団体貸出をしました。

基本目標 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のための広報・啓発活動

- ・子ども向けのイベント開催に際しては、市広報やホームページ、SNS、ポスター等で広く周知し、子どもの読書活動推進について理解や関心を深めることができました。

基本目標 4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

(1) 子どもの読書活動推進ネットワークの形成

- ・岩倉図書ボランティアネットワーク会合では、情報収集や意見交換が活発に行われ、子どもの読書活動推進に携わる人材のスキルアップにつながりました。そのことにより、子どもの読書活動推進体制の充実を図ることができました。
- ・ボランティアが一度に集まる機会をとらえ、研修を開催し、資質の向上や情報連携に努めました。

第2章 第4次子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

第4次子ども読書活動推進計画の目的・基本目標については、第3次推進計画を継承し、取組等を見直し、修正を加えたものとします。

1 計画策定の目的

本計画は、岩倉市の子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していくことを目的とします。

2 計画の基本目標

第3次推進計画の基本目標を引き継ぎます。

基本目標1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

基本目標2 子どもの読書環境の整備・充実

基本目標3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

基本目標4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

3 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、0歳からおおむね18歳以下の者とします。

4 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 計画推進のための方策と具体的な取組

基本目標1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書には、ひとりで文字を追う読書と、誰かに読んでもらう耳からの読書があります。

まだ文字が読めない子どもでも、誰かに読んでもらうことで一定の理解ができるようになります。一定の理解ができるようになると、子どもはたくましい想像力で本の世界に入り込み、次々とおはなしの面白さにひかれて本を求め、自分で読むようになります。

誰かに読んでもらうことから始まり、自分で読む習慣になるには、親を始めとした身近にいる大人たちが子どもの読書の意義を理解することが不可欠であることから、家庭において、子どもが読書に親しむ環境づくりが求められます。

近年では読書離れや不読率の問題が懸念されるようになりました。

図書館では、親子で読書の楽しさを知ってもらうためのおはなし会や、初めて本にふれる機会として保健センターにおいて4か月児健診の際に絵本を展示し、おすすめ絵本のリストを配付し、乳児の館外利用券を発行しています。また、おはなし会ではスタンプカードを発行し、継続的な参加を促し、季節に応じた特別なおはなし会を開催するなどして、親子で図書館へ足を運ぶきっかけづくりをしています。

【取組】

- 初めて本にふれる機会として、ブックスタートの継続・充実を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた優良な絵本等を紹介します。
- 市広報や図書館ホームページ、SNSを通じて、家読（うちどく）の意義や推薦する本を紹介し、読書活動の啓発に努めます。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもが自由に読みたい本を読むことができる場所であり、読書を楽しみながら自ら学んで成長していく場所でもあります。また、他の子どもたちと一緒に本を選び、読んで、楽しんで、社会性を身に付ける場所でもあります。

そのため図書館では、子どもが読書の楽しさを知り、それが子どもに定着するように励ましたり、さまざまな活動や工夫、配慮をしながら行なっています。また、発達段階に応じた読書環境の提供によって読書活動を推進する必要があります。

図書館では、おはなし会やブックスタート、ストーリーテリングをはじめとした親子で参加できる講座やイベント等を定期的に行なっており、子どもが本と出会う機会を提供しています。これらはボランティアの協力を得て、開催回数や内容の充実を図っています。

児童コーナーでは、季節にちなんだものなどを取り上げたテーマ展示をすることにより、子どもが本を手にとりやすくしたり、読書に興味を持つきっかけづくりとして、子ども向けイベントを実施しています。イベントを通じて、子どもたちが本に親しみをもち、図書館を利用する楽しさを知ることができるよう、内容の充実を図る必要があります。

また、小学生の施設見学や中高生の職業体験を積極的に受け入れています。小学生には、図書館にはたくさんの本があることや利用の仕方を、中高生には実際に業務を体験してもらうことで、図書館をより身近な場所に感じてもらえるよう努めています。

中学生から高校生を対象としたヤングアダルトコーナーには、この年代が求めている多様な資料の充実が求められます。おすすめ本や新着リストを展示して本を手にとりやすくしたり、読むことを知る、読む楽しさを味わうことを手助けする必要があります。

【取組】

- はじめて図書館を利用する子どもにも、手にしたい本の案内を用意し、子ども自身が選びやすく利用しやすい配架にします。
- 読書相談やレファレンスサービスを通じて、子どもが読書や学習に取り組めるよう支援します。
- 中学生から高校生を対象とした大人への成長期にある 10 代の若者の興

味や関心の高い本をヤングアダルトコーナーで幅広く提供します。

- 学習室の入口やヤングアダルトコーナーに新刊案内等を掲示するなど興味を引く書架づくりに努めます。
- 多様な子どもたちのために、ボランティア作成による点字図書・録音図書を充実させるほか、布絵本やさわる絵本、また手話や字幕入り映像資料など多様な要望に対応できる書籍の収集に努め、利用しやすいサービスを検討します。
- 外国語を母語とする子どものために、外国語で書かれた絵本とそれに対応した日本語の絵本の収集・充実に努め、読書環境の整備をしていきます。
- 学校、保育園、児童館、幼稚園等の施設へ紙芝居や大型絵本の他、大型紙芝居、大型パネルシアターの貸出しを通じて、子どもが読書活動のできる輪を広げていきます。
- 小学生の「施設見学」や中高生の「職業体験」の受入れを積極的に行い、図書館の業務を通じ、読書の大切さについての理解を深めてもらいます。
- 季節や行事等をテーマにした本を展示し、ブックリストの掲示・配布を行います。
- 蔵書データのネットワークを活用して、図書館と学校図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。
- 子どもが本に興味を持つようなイベントを継続して実施し、アンケート等により子どもの意見を取り入れ、内容の充実に図ります。

(3) 各施設における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

生涯学習センターの子供ルームでは、図書館ボランティアによるおはなし会を開催し、親子で本に親しむきっかけづくりをしています。生涯学習センターは、地域住民やサークル等多くの人々が利用するため、おはなし会の活動を通して、地域に子どもの読書の意義や重要性を伝えることが必要です。

児童を対象に遊びを通じて子どもの健全な育成をする児童館には図書室があり、ボランティアによる読み聞かせをしています。今後も図書の団体貸出しや選書のための情報を提供するなどして、さらに図書室を充実させる必要があります。

保健センターでは、4か月児健診に併せてブックスタートを実施していま

す。ブックスタートは、子どもが初めて本に触れる大切な機会であり、読み聞かせの大切さを伝える貴重な場でもあります。今後は、パパママセミナー等で案内チラシ等を配布し、赤ちゃんが生まれる前の親や保護者に語りかけ、育児や読み聞かせの大切さを伝えていくことにも取り組んでいきます。

子育て支援センターを利用する親子には、継続して読み聞かせを実施して、親子で本を読む楽しさを伝えていきます。また、団体貸出の本を自由に読んでもらえるようにしています。子育て支援センターを利用した親子が、図書館にも足を運ぶきっかけになるような取組が必要です。

今後も、各施設でおはなし会や読み聞かせ、ブックスタート等を継続して実施することで、子どもの読書活動を推進します。

【取組】

①生涯学習センター

- 読み聞かせ講座の実施と受講生のボランティア活動参加を支援します。
- 生涯学習センターを利用する地域住民やサークルが、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域や家庭での読書活動の取組に積極的に関わることができるように各種講座や行事を通じて理解と啓発に努めます。
- ボランティアによる読み聞かせを実施します。

②児童館

- 来館する親子に、読み聞かせをはじめとする読書機会を提供し、読書を通じて親子のふれあいの大切さの理解を促します。
- 来館する未就園児に親子読み聞かせのための企画を充実させます。
- 児童館だより等で、親子でともに楽しめる本の紹介や読書の大切さを伝えます。
- 選書のための情報提供をします。

③放課後児童クラブ

- 読み聞かせをはじめとする読書の機会を提供します。
- 読書に親しむことができるよう図書の貸し出しを行います。
- 選書のための情報提供をします。

④保健センター

- 図書館及び図書館ボランティアと連携し、ブックスタート事業を継続し、その拡大を図ります。

○保護者に対して、絵本の読み聞かせの大切さを伝えるため、引き続きブックスタートにおいて絵本の展示やブックリストを配付します。

○パパママセミナー等で案内チラシ等を配付するなどし、赤ちゃんが生まれる前の親にも語りかけ育児や読み聞かせの大切さを伝えます。

⑤子育て支援センター

○毎日の活動の中で絵本の読み聞かせを行います。お誕生会でも内容を考慮したおはなし会を実施しています。

○図書館の団体貸出を利用し、子どもの読書の機会を充実していきます。

(4) ボランティアグループ等の活動に対する支援

【現状と課題】

おはなし会や読み聞かせ、ストーリーテリングなどの子どもの活動推進活動の多くは、ボランティアにより支えられています。ボランティアのアイデアや経験を生かした活動は、充実したサービスの提供につながり、また、子どもにとって図書館が親しみやすいものになります。本の楽しさを伝えるボランティアの活動は、図書館には欠かせないものであり、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。

引き続き、ボランティアの活動について広く理解と関心を高めるための取り組みをし、地域全体で子どもの読書活動を推進することが必要です。

【取組】

○各ボランティア団体が、子どもの読書活動の推進のために活動する拠点として図書館の施設を提供します。

○読み聞かせボランティア育成講座を実施し、ボランティアの人材育成・確保を行います。

○ボランティア団体と共に読書活動推進につながる施設の視察研修を行います。

○図書館ボランティアの活動について理解と関心を高めるため、ボランティアの活動内容を積極的に紹介します。

(5) 学校等における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

学校図書館法では、学校において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集するとともに、整理及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として、学校図書館を設置することとされています。

学校図書館には、児童生徒が読書を楽しみ、読書の習慣を身につけるための手助けをする読書センターとしての機能、児童生徒の自発的・意欲的な学習活動を支援し、情報を収集し、選択し、活用する学習・情報センターとしての機能、指導のための資料や教材となる図書を収集して教員に提供する教員へのサポート機能があります。

これらの機能を強化するために、図書館と学校図書館がさらに連携することが必要です。調べ学習の支援や図書の団体貸出、図書見学や図書館職員による学校訪問などの実施の他、司書教諭や読書指導員を対象とした情報提供や研修も効果的であります。

図書館と学校図書館は、学校図書館ネットワーク事業により蔵書データを一元管理し、相互連携に努めています。司書教諭や読書指導員との意見交換を密にして、学校ではどのような資料が必要なのか、どのような学習をしているかなどの情報を共有することで、学校図書館の資料の充実、図書館見学や図書館職員による学校訪問に有意義な効果をもたらします。

小中学校では、朝の読書時間にボランティアによる読み聞かせをしています。本を読むことの楽しさを伝えるこの活動を図書館は引き続き支援します。

保育園・幼稚園では、保育士や幼稚園教諭による読み聞かせが積極的に行われ、子どもが本に親しむことができます。団体貸出や選書のための情報提供をすることで、読み聞かせが充実したものになることを目指します。

【取組】

①学校

○蔵書データのネットワークを活用して、図書館と学校図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。

○教職員、司書教諭が読書指導や学校図書館の利用指導ができるよう資質向上を図ります。

- 教職員、司書教諭、読書指導員、図書館ボランティアが一体となり、子どもの読書活動の向上と読書への関心を高めます。
- 司書教諭、読書指導員を対象とした研修を実施します。
- （新規）すべての教科を通して様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、学習活動や読書指導の充実を図ります。
- 読書感想文・感想画コンクール等の事業への積極的な参加を進めます。

②保育園・幼稚園

- 年齢や発達段階に合った絵本を選定することにより、子どもたちの興味関心を高める工夫をします。
- 日々の保育に読み聞かせを積極的に取り入れていきます。
- 保護者に対して、乳幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝える働きかけを行います。
- 子どもの目の高さに合わせた本の配置を行い、利用しやすい環境を整備するなど、保育室の工夫を行います。
- 絵本に対して専門知識を得ると同時に読み聞かせの技術の向上を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。
- 選書のための情報提供をします。

基本目標 2 子どもの読書環境の整備・充実

（1）図書館サービスの充実

【現状と課題】

子どもを対象とした図書館サービスには、児童サービス、ヤングアダルトサービスがあります。

児童コーナーとおはなしコーナーでは、児童書や絵本の配架、季節にちなんだテーマ展示、おはなし会を開催するなどしています。また、しかけ絵本を展示して、子どもの興味を引くような工夫をしています。紙芝居や大型絵本の他、大型紙芝居、大型パネルシアターの貸出しをすることによって、家庭や地域、学校等での読書活動を支援しています。

ヤングアダルトコーナーには、中学生や高校生を対象とした本を配架しています。この世代に特に人気のあるライトノベルは、まとめてコーナーを設置して、手に取りやすい工夫をしています。

ヤングアダルトサービスは、児童サービスから成人サービスへの橋渡しの機能が求められます。この世代には、興味関心から自分の内面を知り、自己を伸ばしていくことにつながる読書が必要です。その手助けとなるために、幅広い資料を収集して、展示や配架に工夫をすることで、読みたいときに手に取りやすい環境づくりをします。

児童サービスやヤングアダルトサービスを充実させるため、職員が積極的に研修に参加できるような体制を整えます。

図書館を利用することに障がいのある子どもには、施設・設備面での配慮が必要です。また、さわる絵本や点字図書、音訳図書等の資料の充実に努めるとともに、障がい者サービスについて職員の知識を向上させることが求められています。

【取組】

- ブックリストの配布、行事、展示等により広く図書を紹介し、利用者の読書に対する関心を高めていきます。
- 子どもや保護者からの読書相談や調べ学習における調査への援助など、レファレンスサービスをより充実させます。
- 愛知県図書館を中核とした図書の相互貸借制度を利用し、児童図書のリクエスト対応を充実させます。
- 図書館ボランティアの協力を得て、乳幼児を対象とした、ブックスタート、おはなし会の実施や、ブックリストを作成・配布して、保護者の子どもへの読書活動を推進します。
- 主に中高生を対象とした図書を収集したヤングアダルトコーナーを充実させ、青少年へのサービス向上を目指します。
- ボランティアグループの協力を得て、図書館を利用することに障がいの子どもへの点字図書、録音図書の作成・貸出しを継続します。
- 学校、児童館、保育園、幼稚園などと連携し、子どもの読書環境の整備に協力します。
- 職員の研修への積極的な参加と、児童サービスの全体的機能向上を図ります。
- 地元への理解を深める地域資料の積極的な収集を図ります。
- 子どもたちのニーズに応じた図書の充実に努めます。

- 図書館を利用することに障がいのある子どもの図書館利用を支援します。
- （新規）電子書籍やデジタルオーディオブック等を導入するなど、デジタルサービスの向上に努めます。

（２）学校図書館の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館には、児童生徒が読書を楽しみ、読書の習慣を身につけるための手助けをする読書センターとしての機能、児童生徒の自発的・意欲的な学習活動を支援し、情報を収集し、選択し、活用する学習・情報センターとしての機能、指導のための資料や教材となる図書を収集して教職員に提供する教職員へのサポート機能があります。そのための資料の収集、整理、保存を補完するために、図書館と学校図書館は、学校図書館ネットワークにより蔵書データを一元管理し、学校図書館用図書を図書館で一括購入して効率的な運営を図っています。また、定期的な学校図書館の蔵書点検を実施することにより、適切な蔵書管理ができています。

児童生徒が読書を楽しみ、読書の習慣を身につけるために、また、児童生徒の自発的な学習活動を支援するために、図書館と学校図書館の相互利用が求められます。

【取組】

- 学校図書館の適切な予算措置を図り、図書資料の整備充実に努めます。
- 図書館による、学校図書購入業務の一括処理を継続し、効率的な運営に努めます。
- 学校図書館の図書データを図書館が一元管理し、図書データのネットワーク化を継続します。
- 各小中学校への読書指導員の配置により、学校図書館運営を充実させます。
- 図書館と学校図書館、学校図書館間での相互利用を行います。

（３）図書館資料の有効活用

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するために、図書館と学校図書館、市内各施設は

連携・協力をしています。

学校の授業や調べ学習に必要な資料、紙芝居や大型絵本の他、大型紙芝居、大型パネルシアターの団体貸出により、図書館資料の有効活用を図っています。今後は、学校や各施設に適した、おすすめ図書や新着図書情報を随時紹介することなどにより、さらに図書館資料を有効活用することが求められます。

【取組】

- 学校における読書活動や調べ学習に対応した団体貸出を行います。
- 各学校の司書教諭、読書指導員と定期的に連絡調整会議を開催し、資料の確保の方法や読書活動推進のための具体的な支援策を協議します。
- 児童館、保育園、子育て支援センターなど市内各施設に対する団体貸出を行います。
- 学校や各施設に適したおすすめ図書や新着図書を随時紹介します。

基本目標 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のための市広報・啓発活動

【現状と課題】

子どもの読書活動の理解と関心の普及のため、図書館では積極的に市広報やホームページ、SNS等を活用して情報を発信しています。

今後も、子どもの読書の意義や重要性について理解と関心を深めるために、講座・研修会・イベント開催等の読書活動に関連した事業を継続的に実施して、広く啓発活動を進めていきます。

市内各施設では、子どもの読書活動推進につながるイベント等が開催されています。これらの情報を図書館が収集し、広く発信することで、子どもの読書活動の理解と関心が深まることが期待されます。

【取組】

- 図書館ホームページ、図書館だより、市広報、チラシ等で、読書活動の啓発、広報、情報提供を行います。
- 読書に関する子ども向けの行事案内の充実に努めます。

- 広く子どもの読書活動についての理解を促進し関心を深めるため「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせ工夫をこらした行事を実施します。
- 子どもたちの関心を深めるため、図書館玄関に貼付する毎月の図書館カレンダーのポスターを募集します。
- （新規）外国にルーツをもつ子どもたちへ多言語での情報提供を行います。

基本目標4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

（1）子どもの読書活動推進ネットワークの形成

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するためには、関係機関やボランティアとの連携・協力を目的としたネットワーク体制を形成することが必要です。

岩倉図書ボランティアネットワークは、図書館、図書館ボランティア、学校図書館ボランティア等で構成され、各団体は図書館、小中学校、生涯学習センター、児童館等で活躍しています。この活動は、子どもの読書活動推進に非常に重要な役割を果たしているため、今後もネットワーク体制の維持と強化が求められます。

岩倉図書ボランティアネットワーク会合を年3回開催し、各団体の活動報告や意見交換を通して交流を深めるとともに活動の充実を図っています。

また、日頃から自主的に本の情報交換をするなど熱心に学ぶ姿勢がみられ、活動のさらなる充実が期待されます。

【取組】

- 講座や研修等を開催し、子どもの読書活動推進に携わる人材の育成・支援に努めます。
- ボランティア団体に情報交換や交流の機会を提供し、新たな団体等の情報収集に努め、ネットワーク化を充実させます。
- 図書館、学校、岩倉図書ボランティアネットワークの意見交換会等を行います。

第4章 効果的な推進に向けて

基本目標1～4の各施策を効果的にするために、次のとおり推進体制を整備します。

1 市ホームページ等の活用・充実

子どもの読書活動に関連した情報や活動について、ホームページを活用してわかりやすく発信します。SNSも積極的に活用します。

また、ボランティア活動に対して理解と関心を深めてもらうために、ホームページ等を活用して、活動内容を紹介します。

2 愛知県図書館との連携

愛知県が主催する「青少年によい本をすすめる県民運動」の開催に併せ、推薦図書の紹介をするなどして読書活動の啓発をします。

愛知県図書館ホームページで掲載している、県内図書館がひとつのテーマで同時期に展示やイベントを行う「@ライブラリー」、県内図書館の中高生向けコーナーを紹介する「ティーンズリンク」で積極的に情報発信します。

3 書店等との連携

新たに市内で本を扱う書店・古書店とも連携し、情報共有やイベントの開催や展示企画などに努め、読書環境の包括的な体制の構築を推進します。

4 進捗管理

第4次子ども読書活動推進計画について、関係機関及び団体と意見交換等を密にし、計画を円滑に進めることに努めます。今後の進捗状況等を検討する機関は岩倉市図書館協議会とし、この推進計画の取り組み等について意見を求めています。

資料 1

基本目標の各方策に対する取組状況

基本目標 1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	初めて本に触れる機会としてブックスタートの継続・充実を図ります。	実施	実施	実施	充実
	子どもの発達状態に応じた優良な絵本などを紹介します。	一部実施	実施	実施	充実
	市広報や図書館ホームページやSNSを通じて、家庭における読書活動として家読（うちどく）の意義や推薦する本を紹介し、読書活動の啓発に努めます。	一部実施	実施	実施	充実
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進	はじめて図書館を利用する子どもにも、手にしたい本の案内を用意し、子ども自身が選びやすく利用しやすい配架にします。	未実施	実施	実施	充実
	読書相談やレファレンスサービスを通じて、子どもが読書や学習に取り組めるよう支援します。	実施	実施	実施	継続
	中学生から高校生を対象とした大人への成長期にある 10 代の若者の興味や関心の高い本をヤングアダルトコーナーに幅広く提供します。	実施	実施	実施	充実
	学習室の入口やヤングアダルトコーナーに新刊案内等を掲示するなど興味を引く書架づくりに努めます。（新規）	—	—	—	実施
	多様な子どもたちのために、ボランティア作成による点字図書・録音図書を充実させるほか、布絵本やさわる絵本、また手話や字幕入りの映像資料など多様な要望に対応できる書籍の収集に努めます。	実施	実施	実施	充実
	外国語を母語とする子どものために、外国語で書かれた絵本とそれに対応した日本語の絵本の収集・充実に努め、読書環境の整備をしていきます。	未実施	実施	実施	充実

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(2) 図書館における 子どもの読書活動の推進	学校、保育園、児童館、幼稚園等の施設へ図書や大型紙芝居の貸出を通じて、子どもが読書活動のできる輪を広げていきます。	実施	実施	実施	充実
	小学生の「施設見学」や中高生の「職業体験」の受入れを積極的に行い、図書館の業務を通じ、読書の大切さについての理解を深めてもらいます。	一部実施	実施	実施	継続
	季節や行事等をテーマにした本を展示し、ブックリストの掲示・配布を行います。	一部実施	実施	実施	充実
	蔵書データのネットワークを活用して、図書館と学校図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	子どもが本に興味を持つようなイベントを継続して実施し、内容の充実を図ります。	—	—	実施	充実
(3) 市内各施設における 子どもの読書活動の推進	読み聞かせ講座の実施と受講生のボランティア活動参加を支援します。(生涯学習センター)	一部実施	実施	実施	継続
	生涯学習センターを利用する地域住民やサークルが、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域や家庭での読書活動の取り組みに積極的にかかわることができるように各種行事等を通じて理解と啓発に努めます。(生涯学習センター)	未実施	一部実施	一部実施	充実
	ボランティアによる読み聞かせを実施します。(生涯学習センター)	実施	実施	実施	継続
	来館する親子に、読み聞かせをはじめとする読書機会を提供し、読書を通じて親子のふれあいの大切さの理解を促します。(児童館)	実施	実施	実施	充実
	来館する未就園児に親子読み聞かせのための企画を充実させます。(児童館)	実施	実施	実施	充実
	児童館だより等で、親子でともに楽しめる本の紹介や読書の大切さを伝えます。(児童館)	実施	実施	実施	継続

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(3) 市内各施設における子どもの読書活動の推進	図書館から児童館に対して、選書のための情報提供をします。(児童館)	—	—	実施	継続
	読み聞かせをはじめとする読書の機会を提供します。(放課後児童クラブ) (新規)	—	—	—	実施
	より読書に親しむことができるよう図書の貸し出しを行います。(放課後児童クラブ) (新規)	—	—	—	実施
	選書のための情報提供をします。(放課後児童クラブ) (新規)	—	—	—	実施
	図書館及び図書館ボランティアと連携し、ブックスタート事業を継続しその拡大を図ります。(保健センター)	実施	実施	実施	継続
	保護者に対して、絵本の読み聞かせの大切さを伝えるため、引き続きブックスタートにおいて絵本の展示やブックリストを配布します。(保健センター)	実施	実施	実施	充実
	パパママセミナーなどで案内チラシ等を配布するなどし、赤ちゃんが生まれる前の親にも語りかけ育児や読み聞かせの大切さを伝えます。(保健センター)	—	—	一部実施	継続
	毎日の活動の中で絵本の読み聞かせを行います。お誕生会でも内容を考慮したおはなし会を実施しています。(子育て支援センター)	—	実施	実施	継続
	図書館の団体貸出を利用し、子どもの読書の機会を充実していきます。(子育て支援センター)	—	実施	実施	継続
(4) ボランティアグループ等団体の活動に対する支援	各ボランティアグループが、子どもの読書活動の推進のために活動する拠点として図書館の施設を無料で提供いたします。	実施	実施	実施	継続
	読み聞かせボランティア育成講座を実施し、ボランティアの人材育成・確保を行います。	—	実施	実施	充実
	ボランティアグループと共に読書活動推進につながる施設の視察研修を行います。	—	未実施	実施	継続

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(4) ボランティアグループ等団体の活動に対する支援	図書館ボランティアの活動について理解と関心を高めるため、ボランティアの活動内容を積極的に紹介します。	—	—	実施	充実
(5) 学校等における子ども読書活動の推進	蔵書データのネットワークを活用して、学校図書館と図書館が最新の図書情報を共有し、相互連携の充実に努めます。(学校)	実施	実施	実施	継続
	教職員、司書教諭が読書指導や学校図書館の利用指導ができるよう資質向上を図ります。(学校)	実施	実施	実施	継続
	教職員、司書教諭、読書指導員、図書館ボランティアが一体となり、子どもの読書環境の向上と読書への関心を高めます。(学校)	実施	実施	実施	継続
	司書教諭、読書指導員を対象とした研修を実施します。(学校)	—	—	実施	継続
	すべての教科を通して様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、学習活動や読書指導の充実に努めます。(学校)(新規)	—	—	—	実施
	読書感想文・感想画コンクール等の事業への積極的な参加を進めます。(学校)	一部実施	一部実施	実施	継続
	年齢や発達段階に合った絵本を選定することにより、子どもたちの興味関心を高める工夫をします。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
	日々の保育に読み聞かせを積極的に取り入れていきます。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
	保護者に対して、乳幼児期からの本との出会いの大切さや絵本を読む楽しさを伝える働きかけを行います。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
	子どもの目の高さに合わせた本の配置を行い、利用しやすい環境を整備するなど保育室の工夫を行います。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続
	絵本に対して専門知識を得ると同時に読み聞かせの技術の向上を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝えます。(保育園・幼稚園)	実施	実施	実施	継続

基本目標 2 子どもの読書環境の整備・充実

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1) 図書館サービスの充実	ブックリストの配布、行事、展示等により広く図書を紹介し、利用者の読書に対する関心を高めていきます。	一部実施	実施	実施	充実
	子どもや保護者からの読書相談や調べ学習における調査への援助など、レファレンスサービスをより充実させます。	実施	実施	実施	継続
	愛知県図書館を中核とした図書の相互貸借制度を利用し、児童図書のリクエスト対応を充実させます。	実施	実施	実施	継続
	図書館ボランティアの協力を得て、乳幼児を対象とした、ブックスタート、おはなし会の実施や、ブックリストを作成・配布して、保護者の子どもへの読書活動を推進します。	実施	実施	実施	充実
	主に中高生を対象とした図書を収集したヤングアダルトコーナーを充実させ、青少年へのサービス向上を目指します。	実施	実施	実施	充実
	ボランティアグループの協力を得て、障がいのある子どもへの点字図書、録音図書の作成・貸出しを継続します。	一部実施	一部実施	実施	継続
	学校、児童館、保育園、幼稚園などと連携し、子どもの読書環境の整備に協力します。	実施	実施	実施	充実
	職員の研修への積極的な参加と、児童サービスの全体的機能向上を図ります。	実施	実施	実施	継続
	地元の理解を深める地域資料の積極的収集を図ります。	—	実施	実施	継続
	子どもたちのニーズに応じた図書の充実を図ります。	—	実施	実施	充実
	図書館を利用することに障がいのある子どもの図書館利用を支援します。	—	—	実施	継続

方 策	取 組 内 容	取組状況			第4次
		第1次	第2次	第3次	
(1) 図書館サービスの充実	電子書籍やデジタルオーディオブック等を導入し、デジタルサービスの向上に努めます。(新規)	—	—	—	実施
(2) 学校図書館の整備・充実	学校図書館の適切な予算措置を図り、図書資料の整備充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	図書館による、学校図書購入業務の一括処理を継続し、効率的な運営に努めます。	実施	実施	実施	継続
	学校図書館の図書データを図書館が一元管理し、図書データネットワーク化を継続します。	実施	実施	実施	継続
	各小中学校への読書指導員の配置により、図書館運営を充実させます。	実施	実施	実施	継続
	図書館と学校図書館、学校図書館間での相互利用を行います。	—	—	一部実施	継続
(3) 図書館資料等の有効活用	学校における読書活動や調べ学習に対応した団体貸出を行います。	実施	実施	実施	継続
	各学校の司書教諭、読書指導員と定期的に連絡調整会議を開催し、資料の確保の方法や読書活動推進のための具体的な支援策を協議します。	実施	実施	実施	継続
	児童館、保育園、子育て支援センターなど市内各施設に対する団体貸出しを行います。	実施	実施	実施	継続
	学校や各施設に適したおすすめ図書や新着図書を随時紹介します。	—	—	実施	継続

基本目標 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及のための広報・啓発活動	図書館ホームページ、図書館だより、市広報、チラシ等で、読書活動の啓発、広報、情報提供を行います。	一部実施	実施	実施	充実
	図書館ホームページにある「子どものページ」の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	子ども向けの行事案内の掲載等内容の充実に努めます。	実施	実施	実施	継続
	広く子どもの読書活動についての理解を促進し関心を深めるため「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)にあわせ工夫をこらした行事を実施します。	一部実施	一部実施	実施	充実
	子どもたちの関心を深めるため、図書館玄関に貼付する毎月の図書館カレンダーのポスターを募集します。	実施	一部実施	実施	継続
	外国にルーツをもつ子どもたちへ多言語での情報提供を行います。(新規)	—	—	—	実施

基本目標 4 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

方 策	取 組 内 容	取組状況			第 4 次
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	
(1) 子どもの読書活動推進ネットワークの形成	講座等の開催を行い、子どもの読書活動推進に携わる人材の育成・支援に努めます。	一部実施	実施	実施	継続
	ボランティア団体に交流の機会を提供し、ネットワーク化に努めます。	実施	実施	実施	継続
	図書館、学校、岩倉図書ボランティアネットワークの意見交換会等を行います。	実施	実施	実施	充実
	市内書店・古書店等と連携し、情報収集、読書環境の推進に努めます。 (新規)	—	—	—	実施

資料 2

児童図書の貸出状況

(単位：冊)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童用図書	53,935	50,520	49,231	45,197
絵本	54,625	51,355	47,834	44,798
紙芝居	1,039	946	882	761
計	109,599	102,821	97,947	90,756

館外利用券登録者数年齢別内訳

	令和 3 年度	令和 6 年度	
	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)
6 歳以下	1,133	851	2.2
7 ～ 9 歳	720	838	2.2
10～12 歳	1,047	910	2.4
13～15 歳	1,013	1,025	2.6
16～18 歳	1,085	1,106	2.9
19～22 歳	1,793	1,544	4.0
23～29 歳	3,686	3,560	9.2
30～39 歳	5,938	6,368	16.5
40～49 歳	6,709	6,551	16.9
50～59 歳	4,883	6,485	16.8
60～69 歳	2,893	3,440	8.9
70 歳以上	4,747	6,033	15.6
計	35,651	38,711	100

第5次岩倉市総合計画の目標数値

(単位:冊)

成果指標名	現 状 値	目 標 値	
	令和6年度	令和7年度	令和12年度
児童向け図書の貸出数(絵本・紙芝居を含む)	90,756	110,000	120,000
市民一人当たりの蔵書数	3.5	3.6	3.6

学校図書館蔵書状況

学校名	標準冊数※ (冊)	令和6年度末蔵 書冊数(冊)	達成状況 (%)	標準冊数と の差(冊)
岩倉北小学校	12,560	19,660	156.5	7,100
岩倉南小学校	11,160	17,092	153.2	5,932
岩倉東小学校	7,000	9,417	134.5	2,417
五条川小学校	10,360	11,645	112.4	1,285
曾野小学校	11,360	15,464	136.1	4,104
小学校計	52,440	73,278	139.7	20,838
岩倉中学校	16,480	18,323	111.2	1,843
南部中学校	11,680	12,950	110.9	1,270
中学校計	28,160	31,273	111.1	3,113
合 計	80,600	104,551	129.7	23,951

※標準冊数は文部科学省が定める公立義務教育諸学校への学校図書館に整備すべき蔵書の冊数

資料 3

関係法規

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成 13 年 12 月法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。